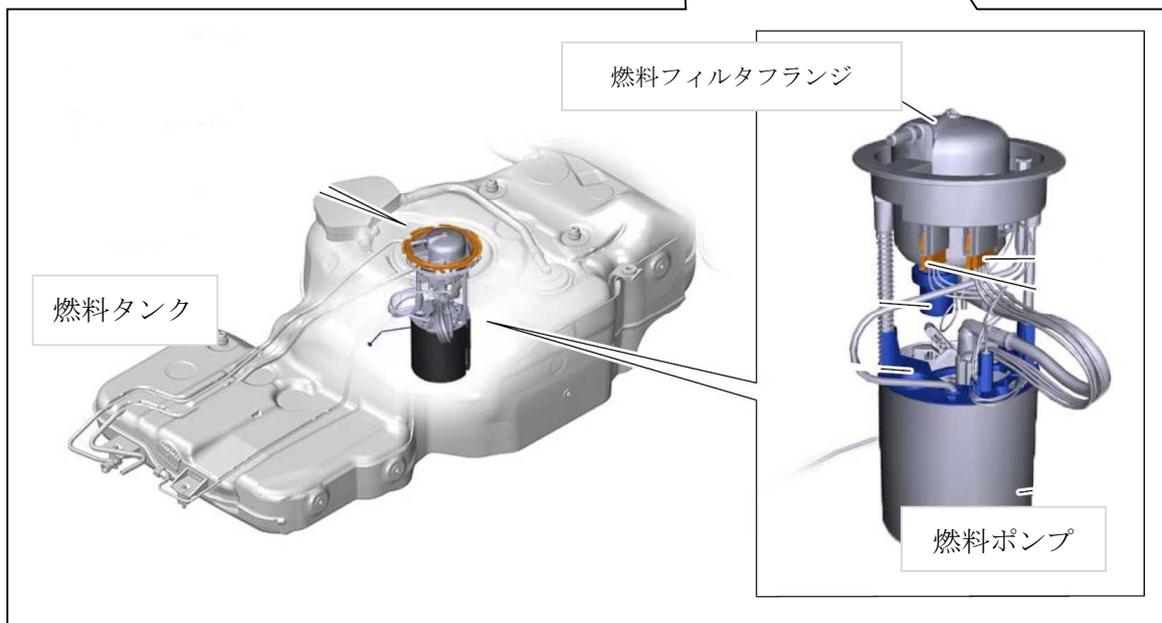
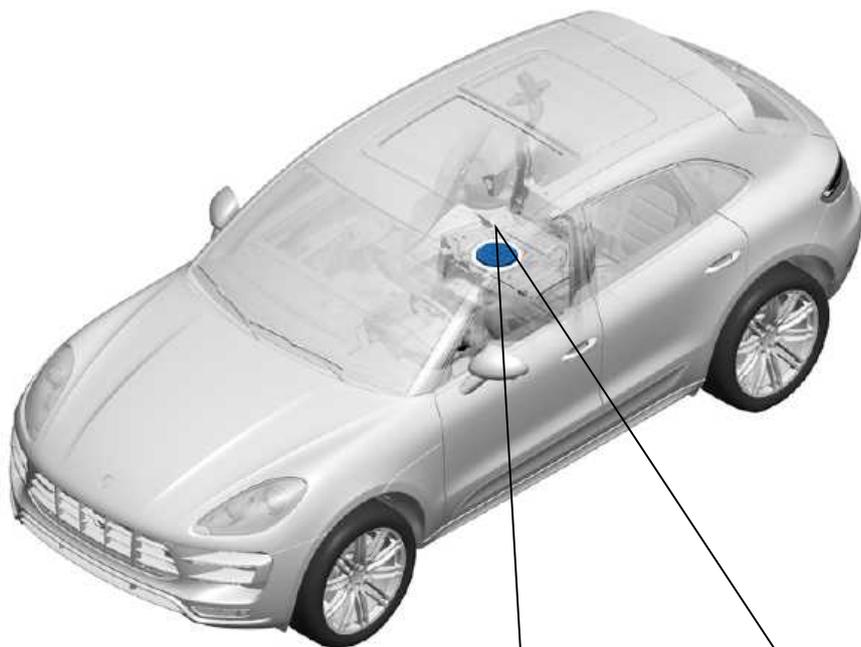


改善箇所説明図



基準不適合箇所



保護フィルム

基準不適合発生箇所

燃料装置において、燃料ポンプフィルターフランジの取付位置が不適切なため、当該フランジ部が雨水等の被水により早期に劣化することがある。そのため、フランジ部の強度が低下し、そのままの状態で使用を続けると、燃料の圧力によりフランジ部に亀裂が生じ、亀裂部位から燃料が漏れるおそれがある。

改善措置の内容

全車両、燃料ポンプフィルターフランジ部に保護フィルムを貼り付ける。なお、当該フランジ部を点検し、変色している場合は、新品に交換したうえで、保護フィルムを貼り付ける。

識別：改善後は燃料ポンプフィルターフランジ部に保護フィルムが貼り付けられているため、特別な識別は行わない。また、点検整備記録簿の該当欄に「日付、走行距離、実施者名、リコール：外-2483」と記入する。

注：□は改善部品を示す。